

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長崎市長 鈴木 史朗

市町村名 (市町村コード)	長崎市 ( 201 )
地域名 (地域内農業集落名)	宮摺 ( 宮摺 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 30 日 ( 第 1 回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・全国でも有数の「びわ」産地が形成されているほか、柑橘類が栽培されているが、ほとんどの農地が斜面地に点在し、圃場までの農道も狭小である。  
 ・びわ生産者の高齢化や担い手不足、気象災害等により、放任園が増加しており、有害鳥獣被害の原因となっている。  
 ・水資源が少なく、灌漑施設の維持に労力を要している。  
 ・気象災害により経営が左右される産地であり、災害に強い産地づくりの取組みが必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・既存果樹の生産者の確保に取り組むとともに、労力分散・経営安定に向けて複合経営作物を導入する。  
 ・災害に強い産地づくりのため、果樹施設の建設に向けた検討を行う。  
 ・規模拡大意向のある担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、地域内外から農業を担う者を受け入れることで、地域全体で農地の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農地として活用する見込みのある農振農用地区域内の農地及び地域の担い手が活用する農業振興地域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域の農業を担う者への農地の集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の更なる周知を図りながら、農業を担う者への貸し付けを進め、将来の経営農地の集約化及び農地の利用集積を推進する。 ・JAが開催するびわ講座を修了した定年帰農者等に対し、びわ園の継承と放任園の貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・市単独の担い手農家支援特別対策事業を活用した圃場の環境整備(狭地なおしや耕作道整備など)及び簡易ハウス設置のための取組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・定年帰農者や移住者など、地域内外からの新規就農希望者の受け入れを促進し、農地の流動化と集落の活性化に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・JA青年部等地元組織による防風林整備・ハウスビニール張替え等の取組を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域ぐるみの捕獲隊を中心とした捕獲活動に加え、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。  
⑧担い手の確保と併せて、JAのハウスリース事業を活用し、寒害に強いびわ栽培を推進する。